

申請をする前に下の項目の用途・運用では使えませんので確認してください。

1.簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって次に掲げるものに該当しないものであること。

- (1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの。**(電気通信事業用)**
- (2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの**(船舶・航空用)**
- (3) 主として海上又は上空で使用するを目的として開設するもの**(船舶・航空用)**(ただし、防波堤若しくはこれに準ずる外壁施設の内側の水域又は船舶内のみにおいて使用するものを除く)
- (4) 鉄道用若しくは軌道用客車又は貨車、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの**(鉄道・バス用)**
- (5) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの**(消防・防災・警備用)**
- (6) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの。
- (7) 航空運送事業の用に供する航空機内において使用することを目的として開設するもの
- (8) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの
- (9) アマチュア業務(金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。)を目的として開設するもの。

また、次の目的に使用する場合は、一の構内又は一の作業所においてのみ運用するものでなければなりません。

ア送配電線の保安又は電力の受給を確保することを主たる目的として開設するもの

イ一般乗用旅客自動車の円滑な配車を確保することを主たる目的として開設するもの

ウ放送中継を行うことを目的として開設するもの

エ有線テレビジョン放送の中継を目的として開設するもの

オ金融、証券又は新聞事業の運営を確保することを主たる目的として開設するもの

2.申請・届出にあたって

申請・届出を行う際は、次に掲げる無線機の諸元を把握しておく必要があります。以下の項目を確認してください。

(1)ATIS 番号（101、102 から始まる 12 桁の番号）

※150MHz 帯アナログ簡易無線又はデュアル機でアナログ簡易無線を使用する場合に限る。

※無線機に表示していない場合があります。

(2)呼出名称記憶装置（数字の「1（免許局）」から始まる 9 桁の番号）（CSM 番号）

※デジタル簡易無線を使用する場合に限る。

(3)適合表示無線設備番号（技術基準適合証明番号又工事設計認証番号）

例 001TYAA〇〇〇〇、001SVAA〇〇〇〇、001-P〇〇〇〇

(4)製造番号

(5)トーンスケルチ周波数（A1～A17、B1～B16 又は〇〇.〇Hz で表記）又はデジタルコード

スケルチ DCS（3 桁の数字）※150MHz 帯のアナログ簡易無線又はデュアル機でアナログ簡易無線を使用する場合に限る。

(6)ネットオークション等で中古無線機を購入する場合には、その無線機の免許が廃止されていることを確認の上、申請してください。